平成27年労第324号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社B(以下「会社」という。)に雇用され、建設工事現場において、PC工として就労していた。

請求人によれば、重量物を持ち歩いたり無理な姿勢で作業を行うなど、腰部に 負担のかかることが多く、特に会社が下請として参入していた「C建設工事」に おける作業においてその負担が大きく、平成〇年〇月〇日、強い腰痛が生じたと いう。

請求人は、同月〇日、D整形外科に受診し「腰椎椎間板症」(以下「本件傷病」 という。)と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は業務が原因で発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 当審査会の事実の認定
 (略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1)請求人らは、建設工事現場における重量物の運搬や不自然な姿勢の保持など、腰に負担のかかる作業を継続したことにより本件傷病を発症したと主張している。この点、請求人は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日の作業中に鉄筋から足を踏み外して強く腰をひねったとして、事故の可能性についても言及しているが、同意見書では、同年○月か○月には痛みが出始めていた旨述べていることからみて、本件傷病の発症は、非災害性の原因によるものであると判断することが相当である。
 - (2) 腰痛の業務起因性の判断については、「業務上腰痛の認定基準等について」 (昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。)が 策定されており、当審査会においても、認定基準は妥当であると判断すること から、請求人に発症した本件傷病について、認定基準が定める「災害性の原因 によらない腰痛」として業務上の事由によるものと判断できるか否かについて 検討すると、次のとおりである。
 - ア 請求人は、PC鋼棒やモルタルの袋など、重量物を度々運ぶ作業に従事したことが本件傷病の発症原因となった旨主張するところ、請求人はPC工であり、作業日報の記載や関係者の申述からみて、こうした重量物を移動させる機会があったことは否定できないものの、長時間にわたって運搬の仕事に従事していたとは認められず、「重量物を取り扱う業務」に認定基準に定める程度の期間及び労働時間、同業務に従事していたとは認められないものである。

- イ また、請求人は、配線・緊張工事や柱の架設作業において、腰部に負担の 掛かる作業に長時間従事したと主張するところ、確かに、一定の作業につい ては、腰部等に一定の負荷が掛かる可能性は否定できないと推認されるも、 請求人自身も様々な仕事をしていると述べているとおり、PC工の仕事は多 岐にわたるものであり、中腰の姿勢を長時間にわたって強いられる、腰部に とって不自然な姿勢を毎日数時間行う、同一作業姿勢の保持を強いられるな ど、常時腰部に負担が掛かる仕事に従事していたとは言えないものである。 したがって、比較的短期にわたる腰部に過度の負担が掛かる仕事に従事して いたとも判断できない。
- ウ 以上のことから、請求人の本件傷病は、認定基準に定める「災害性の原因 によらない腰痛」には該当しないものであり、業務に起因するものであると は認められない。
- (3) 請求人の本件傷病について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「椎間板の変性は以前から存在、平成○年○月○日に腰痛により受診歴あり。」、「変性は通常の肉体労働に従事しているケースと比べ特段とは考えられない。労災との関連性を示すことは困難である。」旨述べており、医学的所見からみても、請求人に発症した本件傷病は、業務に起因したものとは判断できないものである。
- 3 以上のとおりであるので、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。